

## 水域類型の見直しの検討方法について

これまで、河川においてある水域が上位類型の基準を一定期間満足する場合に、類型指定を上位のものに変更してきたが、その際、当専門委員会においてその適否をご議論いただくために、将来の水質予測資料を事務局より提出している。今回の検討にあたっては同様に将来の水質予測を行ったところである。

一方、平成10年以来これまで、4次にわたって、河川類型の見直しを行ってきたが、このような考えに従って、既に上位類型を満たしており、その類型を適用すべきと判断した10水域については、すべての水域において、その後も当該類型を満足する状況が継続している。

これは、昨今の日本における人口の動態や、産業の状況、あるいは下水道等の生活排水処理施設の整備状況が、総じていずれも水質を改善する方向にあることも関係していると考えられる。

以上のことから、今後このような河川における類型変更の検討を迅速化するために、これまで見直しの前提としていた、水質に関する条件（上位類型相当を5年以上あるいは10年以上満たしていること。）の他、将来の水質に影響を与える要素を勘案して、以下の条件のすべてに合致していた場合には、将来の水質予測の検討については省略して、上位の類型を当てはめることとしたい。

## 確認すべき事項

- ・人口が5年以上あるいは10年以上の間、横ばいあるいは減少していること。または、人口が増加している場合にも、下水道等の普及により、生活系排水による汚濁負荷が減少することが確実であること。
- ・産業の状況（出荷額、生産量など）が、5年以上あるいは10年以上の間、横ばいあるいは低下しており、かつ今後大きな開発計画等がないこと。
- ・土地の利用用途について今後大きな変更が生じるような開発計画等がないこと。
- ・5年以上あるいは10年以上の間、当該水域での水量が減少傾向になく、かつ当該水域での取水等の状況（取水量、取水方法等）が今後も大きくかわらないと見込まれること。



